資料　８－２イ

志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
（国民健康保険税の減額） 第２２条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６１０，０００円を超える場合には、６１０，０００円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１９０，０００円を超える場合には、１９０，０００円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１６０，０００円を超える場合には、１６０，０００円）の合算額とする。 (1) 法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３０，０００円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える	（国民健康保険税の減額） 第２２条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６１０，０００円を超える場合には、６１０，０００円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１９０，０００円を超える場合には、１９０，０００円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１６０，０００円を超える場合には、１６０，０００円）の合算額とする。 (1) 法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、３３０，０００円を超えない世帯に係る納税義務者

者に限り、年齢６５歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあつては、４３０，０００円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者	
ア～エ　　略	ア～エ　　略
(2) 法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３０，０００円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、４３０，０００円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき２８５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	(2) 法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、３３０，０００円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき２８５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
ア～エ　　略	ア～エ　　略
(3) 法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３０，０００円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、４３０，０００円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５２０，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）	(3) 法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、３３０，０００円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５２０，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）
ア～エ　　略	ア～エ　　略
附　則	附　則
（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）	（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

２　当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢６５歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第２２条の規定の適用については、同条中「法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第７０３条の５に規定する総所得金額（所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によつて計算した金額から１５０，０００円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「１１０万円」とあるのは、「１２５万円」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

４　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３４条第４項の譲渡所得を有する場合における第３条及び第２２条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項、第３５条の３第１項又は第３６条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第３１条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」

２　当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢６５歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第２２条の規定の適用については、同条中「法第７０３条の５に規定する総所得金額」とあるのは、「法第７０３条の５に規定する総所得金額（所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によつて計算した金額から１５０，０００円を控除した金額によるものとする。）」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

４　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３４条第４項の譲渡所得を有する場合における第３条及び第２２条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項又は第３６条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第３１条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第２２条中「及び

と、第２２条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 （短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） ５　前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３５条第５項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第３４条第４項」とあるのは「法附則第３５条第５項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「、第３５条の２第１項、第３５条の３第１項又は第３６条」とあるのは「又は第３６条」と、「第３１条第１項」とあるのは「第３２条第１項」と読み替えるものとする。	山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 （短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） ５　前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３５条第５項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第３４条第４項」とあるのは「法附則第３５条第５項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「、第３５条の２第１項又は第３６条」とあるのは「又は第３６条」と、「第３１条第１項」とあるのは「第３２条第１項」と読み替えるものとする。